

野沢北高等学校 生徒心得

○登校，下校，欠席届等

- 1 始業時刻を厳守する。
- 2 登校，下校の途中は，特に交通法規，交通道德は勿論のこと交通安全のための本校のきまりを遵守する。
- 3 病気等の理由により，欠課，早退，遅刻をしたり，登校後やむを得ない事情で校外に出る場合は担任に届け出る。
- 4 病気または，事故のために欠席する場合は学校に連絡する。
- 5 下校時刻は別表の通りとする。ただし，下校時刻を超えて居残る場合は，関係職員に届け出る。
- 6 登校後休憩時間に外出の必要が生じた場合は担任に届け出る。

○交通安全

登校，下校の際は交通安全に留意し，自転車・原付の使用にあたっては，下記の規定を遵守すること。

I 自転車について

- 1 通学に使用する場合は所定の用紙で願い出て，許可をうける。
- 2 許可された者は学校所定のステッカーを自転車の見やすい場所に貼ること。
- 3 使用する自転車は各自，よく点検し，整備されていなければならない。BAA マーク，T S マークを貼付することが望ましい。
- 4 必ず保険加入をする。
- 5 運転上の注意
 - 1) 交通法規，交通道德を守る。
 - 2) 二人乗りは禁止。
 - 3) カサ持ち運転，スマホを手で持って通話や操作をしたり，画面を注視しながらの運転は交通法規違反である。
 - 4) ヘルメット着用が努力義務であるのでヘルメット着用が望ましい。

以上の項目に違反し，学校の指導に服さない場合は通学許可を取り消すことがある。

II 原付について

- 1 排気量 50 cc以上の自動二輪の使用と，所持を禁止する。
- 2 免許を取得しようとする者は，「原動機付自転車免許取得許可願」に必要事項を記入して，担任・係の許可を受けること。ただし，通学に必要な場合に限る。
- 3 学校の授業，学校行事を欠席して受検してはいけない。ただし，どうしても通学に必要な場合には，1 日に限って欠席を認める。
- 4 免許を取得したら，直ちに担任・係に報告すること。
- 5 原付による通学が許可される条件
 - 1) 免許を学校のきまりを守って取得したもの。
 - 2) 居住が特に交通機関の便の悪い所にあり，最寄りの駅，バス停まで 5 km 以上あり，担任・係が止むを得ないと判断したもの。
 - 3) 特別な事情があり，担任・係が止むを得ないと判断したもの。
 - 4) 手続きは所定の用紙「原動機付自転車等通学許可願」に必要事項を記入し担任・係の許可を受けること。

- 5) ステッカーは、原付の見やすいところに貼り、許可証は常に携帯すること。
- 6) ステッカーの貼ってある原付以外で登校してはいけない。
- 7) 学校で行う安全講習には、必ず出席すること。
- 8) 交通関係で違反のあった場合には、通学許可を取り消すことがある。
- 6 原付の使用にあたっては、道交法を遵守し、特に下記の事項を守ること。(家庭で使用する場合も同じ)
 - 1) 所定の速度を厳守する。
 - 2) フルフェイスヘルメットは、必ず着用する。
 - 3) 2人乗りは、いかなるバイクにおいても禁止する。
 - 4) 安全な服装で乗ること。
 - 5) 走行中は、昼間でも必ず点灯すること。
 - 6) バイクの貸借は禁止する。
 - 7) 夜間の走行は、止むを得ない事情以外は禁止する。
- 7 電動キックボード(特定小型原動機付自転車)の通学(土日祝日と長期休業を含む)は禁止する。

III 普通車免許取得について

普通車免許取得については卒業後、就職等で必要のある者について許可される。所定の用紙(係にあります)に記入のうえ、担任・係の許可を受けること。

- 1) 取得にあたっては、絶対に授業を欠席してはいけない。自宅研修に入ってからが望ましい。
- 2) 通学・遊びに使用してはいけない。

○服装, 所持品

- 1 服装・頭髮は高校生らしく、質実、清潔を旨とする。
- 2 式典等にはそれにふさわしい服装をする。
- 3 上履は学校指定のものを使用する。体育用には指定の体育館用運動靴を用いる。
- 4 所持品は実用を重んじ、かつ、学年、組、氏名を明記する。
- 5 ロッカーと下駄箱はよく整理整頓し、鍵をかける。
- 6 金銭、貴重品の取り扱いに注意し、放置しない。
- 7 自他の物の区別を明確にする。
- 8 遺失物、拾得物は速やかに担任及び係職員に届け出る。
- 9 自転車等は学校で指定した場所に置き鍵をかける。
- 10 身分証明書及び生徒手帳は常時携行する。
- 11 スマホの使用については学習の妨げにならないよう注意し、また、他人の人権を侵害してはならない。

○校内外の生活

- 1 長野県野沢北高等学校の生徒としての誇りをもち、学業、運動に励み、自主、独立の態度を身につける。
- 2 校舎及び諸施設を愛護し、各自責任をもって環境の清掃美化に協力する。特に火気に注意する。
- 3 個人及び公衆衛生に留意し、健康の維持、増進をはかる。
- 4 ポスター等の掲示物はあらかじめ届け出る。印刷物を配布する場合は関係職員に届け出る。
- 5 外部団体に参加、加入する場合は担任にそれぞれ事前に届け出る。
- 6 校内外において、学校の許可なくして金銭等を集めてはならない。
- 7 お互いの交際は、互いに相手の人格を尊重し敬愛の情をもって接し、明るく正しく責任ある行動をとる。

- 8 お互いに礼儀を重んじ言動に注意し、暴力行為その他、他人の迷惑となるような行為をしない。
- 9 飲酒，喫煙をしてはならない。
- 10 高校生として地域社会から非難されるような場所に出入りしてはならない。

○アルバイト

高校生活では学業に専念することが望ましく，アルバイトは原則として許可しない。止むを得ない事情により実施する場合は，担任と相談し，所定の用紙で願い出て，許可を得てから行うこと。その際は以下の規定を遵守すること。

- 1 アルバイトを希望する場合は「アルバイト願」を担任に提出し職員会の許可を得る。
- 2 1年生は夏休み終了までは許可しない。
- 3 長期休業中は原則として全期間の1/2を超えない範囲において行う。
- 4 いかなる事情があっても、以下のアルバイトは禁止する。
 - 1) 宿泊を伴うもの
 - 2) 午後8時以降のもの
 - 3) 飲酒を伴うもの
 - 4) 危険を伴う職場及び重労働
 - 5) バイクを使用するもの

別表

生徒下校時刻

	月～金曜日	土曜授業日	長期休業
4月～9月	19：00	17：00	17：00
10月～3月	18：30	17：00	17：00